

議員案第4号

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を別紙のとおり指定するものとする。

令和4年3月17日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫 薫
賛成者	〃	神 谷 靖
〃	〃	中 里 理 香
〃	〃	高 瀬 由 子
〃	〃	宮 本 妙 子
〃	〃	中 村 久 信

## 市長の専決処分事項の指定について

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。
  - (1) 法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。
  - (2) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
  - (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更をすること。
  - (4) 会計年度末の地方税法等改正に伴う必要な条例の改正をすること。
  - (5) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
  - (6) 災害及び突発的な事故により、応急に必要とされる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
  - (7) 感染症の拡大防止等のため、応急に必要とされる対策に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 2 市長の専決処分事項の指定について（昭和51年9月29日議決）及び市長の専決処分事項の指定について（平成25年3月21日議決）は、廃止する。